

令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業

公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

市では2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくため、その実行計画として「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定したところである。

「南相馬市ゼロカーボン推進計画」では、2030年度までに再生可能エネルギーを導入する公共施設の割合を50%以上と掲げており、本事業は、PPA方式※により、公共施設に太陽光発電設備を設置し、市へ電力を供給する事業者（以下、PPA事業者）の選定について、公募型プロポーザル方式により実施するもの。

※PPA方式

対象施設等に、発電事業者が自己負担により太陽光発電設備及び附帯設備を設置、所有した上で運転・維持管理等を行い、発電した電力を当該施設等に供給する契約方式

2. 事業概要

事業の概要は、次のとおりとする。

項目	内 容
事業名	令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業
事業内容	<p>事業者は、自身の負担により市の公共施設へ太陽光発電設備等を導入し、履行期間において運転、維持管理を行い、市は、太陽光発電設備から供給される電力を対象となる施設で使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う（PPA方式）。</p> <p>本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に基づき、事業者に対して市から予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>なお、本事業の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。</p>
事業期間	<p>(1) 設備等設置工事 令和8年6月30日（火）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。</p> <p>(2) 事業期間 契約開始から設備の撤去完了までを事業期間とする。設備の事業期間は、運転開始から最長20年とし、電力供給開始は令和8年7月1日（水）を予定する。</p> <p>ただし、上記の（1）設備等設置工事、（2）事業期間において、行政許認可調整、資材納期、国庫補助事業等の理由により、設備の導入時期を変更する場合には、市と事業者で協議のうえ、決定する。</p>
対象施設	<p>(1) 南相馬市役所 北庁舎（南相馬市原町区本町二丁目3—2）</p> <p>(2) ひばり生涯学習センター（南相馬市原町区本陣前三丁目60—2）</p>

契約 単価等	<p>(1) 市は、運用期間中、施設に供給された電力使用量に、契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。</p> <p>(2) 電気料金は、事業者から市に毎月、請求する。</p> <p>(3) 契約単価構成は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価を設定できないものとし、基本料金単価の設定および最低使用料金の設定は、行わないものとする。</p> <p>(4) 契約単価には、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、施設の使用料については「南相馬市行政財産使用料条例」に則る。なお、契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。</p> <p>(5) 「3. 補助金の交付」の補助金の交付を受ける場合、電気料金単価は補助金相当額を控除して算定すること。</p>
その他	<p>(1) 事業期間中に想定される主なリスクと責任分担については、別紙仕様書記載の別表1「リスク分担表」を基本とする。これに定めがないものについては、協議により決定する。</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び南相馬市市財務規則（平成18年規則第37号）第179条に基づき行政財産の使用許可とする。</p>

3. 補助金の交付

(1) 市が別途定める「南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱」に基づき、太陽光発電設備等の整備に要する費用に対して補助金を交付することとしており、その補助率及び補助上限額は次のとおりとする。

【補助金交付上限額等】 消費税及び地方消費税は除く

設備		施設名	補助率	補助上限額
太陽光発電 設備	屋根置き太陽光	市役所 北庁舎	1／2	1, 750, 000円
	ソーラー	市役所 北庁舎	1／3	2, 666, 000円
	カーポート	ひばり生涯学習センター	1／3	4, 000, 000円

(2) 本補助金の対象となる経費は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））（以下「交付金」という。）の対象となるものに限る。

4. 事業スケジュール・事務手順

(1) 事業全体スケジュール

プロポーザルの実施	令和8年3月13日（金）
協定締結	令和8年3月30日（月）予定
施工期間	令和8年6月30日（火）まで
電力供給開始	令和8年7月 1日（水）予定

(2) 電力供給契約締結までの事務手順

項目	日 程
プロポーザルの募集要領の公表	令和8年 2月 6日（金）
資料閲覧期間 ※参照「7. 提供資料及び資料の閲覧」	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月 27日（金）17時まで
現地調査参加申込書の提出期限 ※参照「8. 現地調査参加申込」	令和8年 2月 16日（月）12時必着
現地調査実施（任意）	令和8年 2月 18日（水） 南相馬市役所 北庁舎：10時～12時 ひばり生涯学習センター：13時～15時
質問書の提出期限 ※参照「9. 質問の受付及び回答」	令和8年 2月 20日（金）17時必着
質問書に対する回答	令和8年 2月 24日（火）予定
入札参加申請の受付 ※参照「16. 入札参加申請受付に関する事項」	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月 26日（木）12時必着
参加申込みの受付 ※参照「10. 参加申込」	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月 27日（金）17時必着
参加資格要件確認結果通知	令和8年 3月 3日（火）予定
プロポーザル参加辞退期限	令和8年 3月 6日（金）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年 3月 11日（水）17時必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 3月 13日（金）予定
評価結果の通知	令和8年 3月 23日（月）予定
協定締結	令和8年 3月 30日（月）予定
電力供給開始	令和8年 7月 1日（水）予定

5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、本事業を行う能力を有する単独の法人又は複数の法人で構成する共同事業体とする。

応募者が共同事業体の場合は、事業役割を担う代表者が市との担当連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。参加表明時は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。共同事業体として応募する場合は、全ての構成員が（1）～（8）の要件を、いずれかの構成員が（9）の要件を満たすものとする。なお、応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （2） 令和 7・8 年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してあること。なお、名簿未登録者は「16. 入札参加申請受付に関する事項」を参照の上、令和 8 年 2 月 26 日（木）12 時必着で申請を行うこと。
- （3） 名簿登録者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年

南相馬市告示第4号)に定める指名停止要件に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税を完納していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 日本国内に本社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。
- (9) 事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士上記資格は、共同企業体での参加の場合、本事業を実施する代表者、構成員いずれかの者が有していれば足りる。
その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事をを行うこと。

6. 業務仕様

別紙「仕様書」のとおり。

7. 提供資料および資料の閲覧

- (1) 配置図(北庁舎・ひばり生涯学習センター)
- (2) 施設ごとの電力使用量(30分デマンド値)
- (3) 電気料金請求書1年分(北庁舎・ひばり生涯学習センター)
- (4) 北庁舎既設カーポート図面
- (5) 北庁舎既設電気設備図面(単線結線図)等
- (6) ひばり生涯学習センター既設図面

なお、(1)～(5)は以下の手続きにより、資料の閲覧及び提供可能データを格納したDVD(以下「DVD」という。)の貸与を受けることができるものとし、(6)については資料の閲覧を可とする。

① 申込方法

「資料提供閲覧申請書及び誓約書(様式3)」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名_令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業_資料提供閲覧申請書及び誓約書」とすること。

また、電子メールの件名は「資料提供閲覧申請書及び誓約書(令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業)」とすること。

② 提供・閲覧期間

令和8年2月6日(金)から令和8年2月27日(金)まで
(各日9時から17時まで)

③ 提供・閲覧場所

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

④ 提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347
メール：kankyoensisaku@city.minamisoma.lg.jp

⑤ その他

- ア. 閲覧及び提供の日時は、申請者の希望日時を踏まえて担当部署から通知する。
- イ. 閲覧及び提供のために来庁する場合は、本人確認のため名刺を持参すること。
- ウ. (1)～(5)については担当課よりDVDにて受け取ること。(6)の閲覧は写真撮影のみ可とする。
- エ. 事業の公募型プロポーザルにおける提案書の作成以外の目的で利用しないこと。
- オ. 閲覧資料で知り得た情報は他へ漏らさないこと。
- カ. 資料の閲覧時に質問は受け付けない。質問がある場合は「質問書(様式8)」にて行うこと。
- キ. 閲覧及び提供資料に関する情報の漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに担当部署へ報告すること。
- ク. 「資料提供閲覧申請書及び誓約書(様式3)」に記載の【閲覧条件】を遵守し、誓約すること。

8. 現地調査参加申込

(1) 申込方法

「現地調査参加申込書(様式4)」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名_令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業_現地調査参加申込書」とすること。

また、電子メールの件名は「現地調査参加申込み(令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業)」とすること。

(2) 提出期限

令和8年2月16日(月)12時必着

(3) 提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347
メール：kankyoensisaku@city.minamisoma.lg.jp

(4) その他

- ・現地調査は、1施設あたり最大120分程度を予定する。なお、使用中等により、調

査時間内に立ち入りが不可能なエリアがあることが想定される。

- ・現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。
- ・現地調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。
- ・現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必須ではない。

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

募集要領等に関する質問は、「質問書（様式8）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「プロポーザル質問（令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業）」とすること。

なお、質問等を含む問い合わせを各施設へ連絡することは認めない。必ず、市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係へ行うこと。

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）17時必着

(3) 提出先

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

(4) 質問の回答

令和8年2月24日（火）までに南相馬市ホームページに質疑に対する回答を掲載予定。回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

10. 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の9時から17時までとする。

(2) 提出期限

令和8年2月27日（金）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

(4) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）

※共同企業体の場合は、代表者が「共同企業体名」で作成すること。

- ・会社概要書（様式2）

「資格及び登録」については共同企業体に含まれる企業が有している場合も対象とする。

なお、根拠となる資料（写し可）を添付すること。

※共同企業体の場合は、代表者及び構成員が各自作成すること。

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書及び定款の写し）

- ・業務実施体制表（様式5）
※共同企業体の場合は、提出不要
- ・共同企業体業務実施体制表（様式6）
※代表者が作成すること。なお、単体企業の場合は、提出不要
※各法人の役割を明示し、特に電力供給契約の主体を明らかにすること。
- ・協定書の写し（共同企業体の構成員にて締結していること）
※共同企業体の場合のみ提出すること。
- ・納税証明書（写し可。最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税。
提出日前3か月以内発行のもの）
※共同企業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。
- ・一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
※電気主任技術者の資格証は該当する場合のみ
- ・令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）
※共同企業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。
- ・財務諸表（写し可。直近2カ年の貸借対照表、損益計算書）
※共同企業体の場合は、代表者、構成員分全て提出すること。
- ・業務実績一覧（様式7）※実績がある場合のみ
過去5年度（令和2年度から令和6年度）において、本事業と類似の事業（高圧又は特別電圧受電施設の屋上又は屋根等において、当該施設に自家消費するための太陽光発電設備の設計及び施工を行った実績を有していること。ただし、実績は公共施設でなくとも構わない。）
※共同企業体の場合は、代表者、構成員いずれかの実績で構わない。
- ・登録小売電気事業者の登録に関する通知等の証明書類
※共同企業体の場合は、代表者、構成員いずれかの実績で構わない。

（5）提出部数

各1部とする。

（6）提出先

住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

（7）参加資格要件確認結果通知

令和8年3月3日（火）まで（予定）に通知する。

（8）その他

- ・参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、令和8年3月6日（金）までに（書面様式は自由とする。ただしA4判とする）により説明を求めることができる。市は、説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- ・参加受付後に「5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事実が判明した場合や「15. その他（10）」に該当した場合は、失格とする。

1.1. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月11日（金）17時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

(3) 提出部数

2部（原本1部、写し1部）

(4) 提出先

住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

(5) 提出書類

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ企画提案書等の提出を依頼された者は、別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成し、提出すること。

① 企画提案書表紙（様式9）

② 企画提案書（任意様式：Word、Excel、PowerPoint等〔20枚以内〕）

仕様書に対する取組方法を具体的に記載し、文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。

なお、提案書の内容を捕捉する資料については指定枚数には含まず、様式も問わない。企画提案書には、次の事項を記載すること。

ア 実施方針

・提案の基本方針、概要、設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

・各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を記載すること。

ウ 設備設置仕様

・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であることを説明すること。

エ 自家消費電力量及び二酸化炭素排出削減量

・各施設における想定自家消費電力量を記載すること。検討にあたっては全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

・自家消費率（想定自家消費電力量を施設の使用電力量で除したもの）を算定し、記載すること。

・全施設における1年間の二酸化炭素排出削減量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和7年3月環境省地球環境局公表）で定められている数値を使用すること。

オ PPA料金単価及び発電設備導入前後の電気料金及び参考見積書

・単価は原則事業期間中一定とし、現状の電気需要量及び単価をもとに算定し、現状

の単価と同額以下の単価となる提案をすること。提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。

ただし、当該事業期間中に、市が起因となり、施設の使用状況等が変化し電気使用量が著しく低下する場合は、市と協議の上単価の見直しをすることも可能とする。

- ・契約単価には、太陽光発電設備等の設置、運転・維持管理、撤去、リスクに対する費用や使用電力の環境価値等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めること。ただし、対象となる経費は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））の対象となるものに限り、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）を参照すること。

なお、見積内訳書には対象経費、対象外経費を明確に記載すること。

- ・契約単価は、施設ごとに記載し、算出根拠について明らかにすること。
- ・運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。
- ・補助対象経費は南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱を確認のうえ、当該補助金の交付を受ける場合PPA料金単価で提案すること。なお、交付率は「4. 補助金の交付」のとおりとする。

カ 事業シミュレーション

キ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール、工事期間中の施設及びその周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）、施工、維持管理に関しては市内事業者活用の提案を求める。

ク 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、技術者の配置計画等

ヶ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

ただし、運転管理、維持管理期間にやむを得ず大規模な設備改修や修繕等が発生する場合は、市と協議の上、価の見直しをすることも可能とする。

コ 故障、緊急時の対応体制図

サ 事業実施中のリスクに対する対策（損害保険の補償内容、適用範囲、その他の対策等）

（6） 留意事項

- ・「企画提案書表紙」を除く全ページに通し番号を付けること。
- ・提出書類を提出する際には、正本・副本ともにホッチキス等を使わず、クリップやクリアファイル等を用いる（簡単にバラバラに出来る状態で提出する）こと。
- ・書類はA4判・縦・両面印刷での作成を基本とする。A3判を使用してもよいが、その場合はA4判2枚とカウントし、A4判・縦と同等のサイズに折り提出すること。

1.2. PPA事業候補者の選定方法

（1） 審査体制

市が設置する「令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を実施し、本業務に最も適していると

認められる参加事業者を受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、委員会において、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは令和8年3月13日（金）を予定しているが、詳細な日時が確定次第、参加申込みがあった事業者に対して、改めてお知らせを行う。

(3) プレゼンテーションの注意事項

- ・プレゼンテーション等の参加人数は一事業者あたり3名までとし、当業務の担当予定者が実施する。
- ・プレゼンターは本業務の主担当予定者が行う。
- ・一事業者あたりの持ち時間は50分とし、説明時間30分以内、質疑応答20分以内とする。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等は提案者が準備する。
- ・プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。追加資料の提出や配布は認めない。
- ・提出した企画提出書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ・当日のタイムスケジュールについては、対象事業者に対し、別途通知する。

(4) 審査基準

企画提案に対して「13. 評価項目」に基づいて審査を行う。

(5) 受託候補者の選定

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先受託候補者として選定し、次点の者を第2優先受託候補者として選定する。

総合得点の最も高い提案をした受託候補者が複数存在した場合（同得点1位）、委員長を除く委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。審査結果については、南相馬市ホームページにおいて公表する。この場合において参加事業者の名称は、第1優先受託候補者のみ公表する。

また、選定結果について、参加事業者に対し自己の結果のみ通知する。

なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

1 3. 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査項目	各審査項目における詳細	評価基準	評点
様式評価			10点
様式2 会社 概要書	資格認定 状況	・本事業に関連する資格認証を保有しているか。	5点
様式7 業務実績 一覧	業務遂行 能力	・本業務と類似業務の受注実績があるか。	5点
提案書評価			80点
事業の実施 内容	導入設備の 内容	・導入設備の規模は適切か ・20年間の事業シミュレーションは明確に示されているか。	10点
	導入設備の 仕様	・使用する機器の品質、安全性、耐久性 ・施設利用者への影響	10点
事業の実施 体制	工事遂行 能力	・工事実施体制 ・施工スケジュール ・施工品質 ・安全性	15点
	事業実施中の リスク対応	・事業実施中に想定されるリスクについて対応できる提案となっているか。	15点
	事業継続性・ メンテナンス 計画	・事業継続を保証できる提案となっているか。 ・補償期間、補償内容、損害保険等は妥当か。 ・資金調達に問題はないか。（経常利益・黒字年数・自己資本比率等）	15点
独自提案	具体性 確実性 実現性 独創性	・環境への配慮 ・地域貢献 ・市内及び市外へのPPA事業の展開 ・市のゼロカーボン推進に係る独自の提案	15点
費用			10点
契約単価		電気料金の契約単価は、基準単価に比べて安価となっているか。（最低評価額提示者）	10点

1 4. 契約の締結等

(1) 協定締結の手続きについて

審査結果に基づき選定した第1優先受託候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、市と候補者で協議が整った場合には、太陽光発電設備設置等に係る協定を締結するものとする。

なお、第1優先受託候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかつたときは、次点者を第2優先受託候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、

協定を締結するものとする。

(2) 契約締結の手続きについて

(1) の協定に基づく太陽光発電設備の設置等完了後、市が提示した参考価格の範囲内で電力供給開始日から20年間の電力供給契約を締結するものとする。なお、共同参加の場合は参加する法人のうち電気小売事業者である者と電力供給契約を締結する。

(3) 契約保証金について

契約保証金については免除とする。

15. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、市に帰属するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (5) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合には、令和8年3月6日（金）17時までに「プロポーザル参加辞退届（様式10）」を提出すること。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (8) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (9) 名簿に登録していない者の入札参加申請の受付方法については、下記「16. 入札参加申請受付に関する事項」を参照のこと。
- (10) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
 - ① 「5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提出書類が本要領で定める方法等に適合しない場合
 - ④ 委員会の委員長及び選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
 - ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑥ ①から⑤で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があつた場合

16. 入札参加申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請は、「南相馬市入札参加資格審査申請の手引」を確認のうえ、申請書類を「(5) 申請の担当課及び問合せ先」まで郵送のこと。

（手引や申請書は南相馬市ホームページからダウンロードしてください。）

(2) 申請期限

令和8年2月26日（木）12時必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 申請受付時間

9時から17時まで（持参する場合は正午から13時を除く）

(4) 申請に関する留意点

- ① 申請の際には、「令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業」に関する申請書提出のためである旨を明記すること。
- ② 本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も（2）申請受付期間に限り受け付ける。
- ③ 実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。

(5) 入札参加申請の担当課及び問合せ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

担当：南相馬市 総務部 財政課 契約係（南相馬市役所本庁舎3階）
住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
電話：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214

17. 担当及び問合せ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

担当：南相馬市 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
住所：〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347
メール：kankyoiseisaku@city.minamisoma.lg.jp